

協同組合の社会性

—「共済政治」をめぐる—



1. はじめに

日本で協同組合の実施する共済事業は、紆余曲折がありながらも21世紀初頭まで順調に発展してきたといつてよい。戦後本格的に生成し始めた共済は、やがて広範な国民から受け入れられ、急速に拡大してきた。

この間、協同組合の共済事業に対して、民間の生損保会社業界による、様々な「規制論」が展開されてきた。こうした外部環境からの脅威に対して、協同組合は必ずしも受動的に対応してきた訳ではな

い。共済事業に内包する公共性を社会に対してアピールすると共に、事業を認可している政府に対してロビイングを行ってきた。「わが国の協同組合保険（共済）の歴史」(坂井、2007、27頁)であった。ロビイングの成果もあって、政府は積極的でないにせよ、協同組合の主張する共済の独自性を認め、長期間に亘って協同組合の共済事業の環境に大きな変更はなかった。

ところが、2000年代に入ると政府のスタンスは明らかに変質した。政府は

社会問題となりつつあった「無認可共済」の規制を切り口として、2000(ゼロ)年代半ば以降、共済事業に関わる法令を相次いで改正した。つまり、政府は共済を自称する保険業者の規制に対応した「無認可保険」問題を、「無認可共済」問題と解釈し、さらに共済全般の規制へと拡大した(本間、2007、24頁)。法改正によって事実上、協同組合の共済も民間保険と同一の規制に置かれることとなった。

改正の背景には契約者保護という観点が入り込んできたこともある(江澤、2008

参照)。そのことをさらに俯瞰すれば、政府の共済事業に対する認知が「イコールフットイング」へとシフトしたことにあ
る。本報告ではなぜ認知がシフトしてい
ったかを歴史的に考察することで、共済
事業が今後存続していくための課題とそ
の方策の手がかりを提示したい。

今日の共済をめぐる急速な外部環境の
変容に対して、共済事業の関係者はその
原因を「新自由主義、グローバリゼーシ
ョンの浸透」、「米国や在日米商工会議
所の圧力」、「小泉・安倍政権による構造
改革」といった言説で論じようとしてきた。

しかし、報告者は今日の日本の「共済
の危機」をこれらの言説のみで論じるの
は無理があるように考える。なぜなら、
同時期にこうした言説とは対極的なく
つかの政策も実施されているからだ。代
表的なそれが、消費者金融の「グレーゾ
ーン金利の撤廃」である。在日米商工
会議所はこれに強硬な反対を行ってきた
にも関わらず、大胆な政策転換は実施さ
れ、消費者金融市場は劇的に縮小した。
米国資本を含む消費者金融業界が深刻な

経営危機に陥っても、政策は「断行」さ
れたのである。一部で指摘されているよ
うに、この政策転換は「小泉チルドレン」
と呼ばれた国会議員が大きな役割を果た
している。

さらに現在では、グローバル化のなか
で「時代の趨勢」といわれていた「兼業
規制」にも「郵政分社化の見直し」とい
った揺り戻しが顕在化している。

これらの状況を鑑みつつ、報告者が共
済研究に関わるなかで着想したのは、今
日の共済の危機の一因として、従来の日
本の政策形成システムが20世紀と比較
して大きく変わったことにあるのではな
いかという点にある。その要素はミクロ
レベルでは共済事業そのものに対する政
策であり、メゾレベルでは（事業を行う）
協同組合に対する政策である。さらに、
マクロレベルでは、政策形成の基層とな
る協同組合という存在の正当性である。
正当性について掘り下げるならば、「弱
者の結合体」としての「社会性」である。
しかし、このことに関して共済事業を
行う協同組合は、十分に認知してこなか

った。このような「共済政治」―共済事
業を行う協同組合の利益が政治の世界で
実現する動態的なプロセス、については、
従来検証されることは少なかった。そこ
で、本報告ではこれを実証的に検討する
ことを目的として、まず実情の把握に努
めることとする。

2. 共済に関する研究動向

本章では前章の問題を明らかにするた
め、Grounded Theoryにもとづいて、
まず本研究と関連する先行研究を俯瞰
し、本研究に適合するアプローチを探す
こととした。

(1) 先行研究の分析

協同組合の共済事業に関する先行研究
として、第1に、協同組合論アプローチ
ともいうべき共済（保険）理論が一部の
保険学者によつて現在まで展開されてき
た。彼らは「保険⇨保険技術⇨共済」と
して捉える傾向にある主流の伝統的保険
学説（本間、2007、20頁参照）とは
アプローチを異とする。共済を歴史的、
制度的に捉え、その共済が内包していた

社会性、協同組合という組織が実施する論拠、共済を手がける協同組合が多元的な根拠法を持つことの正統性を論じてきた。彼らの言説は共済を手がける多様な協同組合の横断的な連携を促し、1992年の日本共済協会設立の理論的支柱ともなっている。

この系譜の最近の代表的な研究成果は、共済研究会編（押尾直志監修・2007）が挙げられよう。同書の執筆者らは保険業法改正をめぐる在日米商工会議所、金融庁、民間保険業界といった、いわゆる共済組織と対立、競合するアクターを批判的に検証している。

第2に、多様な共済組織のなかでも事業規模で群を抜くJA共済について高田理、渡辺靖仁¹⁾といった農学者が論じてきている。高田や渡辺はJA共済のメゾ・ミクロ分析、すなわちJA共済連の組織マネジメントや加入組合員の分析を行っている、参考になる。

第3に、2000（ゼロ）年代半ば以降に始まったJA以外の各共済組織に関する研究である。JA同様、各共済組織

は数十年に亘って事業を展開してきたものの、先行研究は極めて限られていた。今日の共済の急速な環境変化に対応してようやく研究が散見されるようになった。例えば、生協をテーマとした生協共済研究会編（2008）が出版された。

(2) 本研究のアプローチ
報告者が上述の研究以外の多様なデータから、本研究を進める上で参考になると考えたのは、政治学アプローチ、とりわけ利益団体に関する先行研究であった。それは第1に、辻中豊らによって手がけられてきた圧力団体、利益集団研究が挙げられる（辻中ほか編、2002）。利益集団が外部環境の変化のなかで、官僚制や政党と並び大きな役割を果たしてきたことを多角的に研究している。なお、日本では「利益集団」という用語自体、「癒着」等のロジックで、ダーティなイメージで捉えられる傾向が強いが、本稿では、この用語を中立的な概念として扱う。また、これに関連して久米郁夫、新川敏光らによって「労働政治」（労働組合といった利益団体のメンバーの利益が政

治の世界で実現するプロセス）の先行研究は、一定程度積み上げられてきており、本研究の参考になる。

第2に、飯尾潤らによって手がけられてきた現代日本政治研究が挙げられる。1990年代の政治制度改革が、いかなる集団間の政策に影響を及ぼしたかが検証されている。2009年夏に政権交代が起きたことを鑑みれば、とりわけ今日の意味を持つているといえよう。

第3に、増田佳昭（2006）によって手がけられてきた農協論アプローチによるJA分析である。農協は他の協同組合と比較して、その事業規模は群を抜いている。同時に、存在そのものに対する外部からの批判の激しさも群を抜く協同組合といえる。農協は広範なアクターや世論、メディアから批判にさらされてきた。増田は、農協という組織そして事業に対する批判の言説、それが農業政策に及ぼす影響を及ぼしうるのかを丁寧に検証してきた。その点でJA共済を含む「共済政治」をテーマとする本研究の参考となる。

3. 共済政治の展開

それでは、1章で坂井の述べた「たまたかの歴史」とはどのようなものであるのか。2000年代時点において「共済政治」という観点からみれば、大別すれば、共済を実施する協同組合側のアクターと、それに競合・対立するアクターが存在するといえよう。

(1) 共済政治の主なアクター

共済を実施する主な協同組合側のアクターとしては図表1のような組織が挙げられる²⁾。

図表1 共済を実施する協同組合側のアクター

- ・日本共済協会（1992年、共済保険研究会（1959年設立）を改組する形で設立）
- ・JA共済連（1951年設立）
- ・JA全中（1954年設立）
- ・全労済（1957年設立）
- ・JF共水連（1951年設立）
- ・日本生協連（1951年設立 2009年コープ共済連が設立される）
- ・労働者福祉中央協議会（1949年設立）
- ・全国農業共済協会（1948年設立 ←1950年に農業共済保険協会を名称変更）

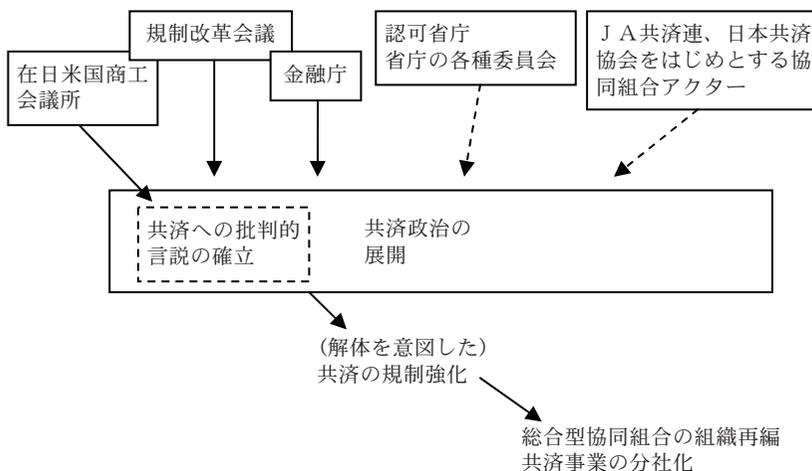
他方、図表2のように、協同組合と対立あるいは競合するアクターが存在する。

図表2 協同組合と対立競合するアクター

- ・各民間保険会社
- ・生命保険協会（1945年設立）
- ・生命保険文化センター（1976年設立）
- ・日本損害保険協会（1946年設立）
- ・外国損害保険協会（1947年設立）
- ・在日米国商工会議所（1948年設立）
- ・規制改革会議（内閣府の諮問委員会；2010年に廃止）

これらアクターの多くは事業として協同組合として競合する存在といえる。ただし、2000年代に入って必ずしもこの範疇に入らないアクターが台頭してきた。それが、行革本部の「規制緩和委員会」（1995年設置）にルーツを持ち、その後内閣府に設置され、「総合規制改革会議」、「規制改革・民間開放推進会議」等、名称を改組していく、いわゆる「規制改革会議」である。

図表3 2000年代の共済政治の状況 出所：筆者作成



(2) アクターの影響
協同組合とその対立陣営下で戦後数十年間続いてきたアクター間のある種の「均衡」が崩れ、2000年代以降パワーシフトが顕在化してきた（図表3参照）。その背景の一つには、「共済政治」

における政府の政策、つまり協同組合政策の立案、実施の論拠となっていた協同組合の「社会性」、例えば弱者の結合体という含意が希薄化していったことを意味しないだろうか。とりわけ、共済で事実上、最も古い歴史を持ち、最大の資産規模を誇る農協においてそれが顕著であったのではないだろうか。次章以降でこのことを歴史的に考察していきたい。

4. 「共済政治」の概要 — 「共済規制」と「社会性」 —

(1) 「共済政治史」の概要

共済事業を規制しようとするいわゆる「共済規制」の動きは、明治初期より存在し、協同組合の共済事業が本格的に始まる戦後以降、常に存在したといえる。

— わが国においては「保険と共済」の相違ということが大きな問題として論議される。それは何か、日本においては「共済は保険事業法の対象となるか」という法律制度上の問題として論ぜられるからである。「中略」免許制

をしいており、保険業法の適用される保険は保険募集の取締に関する法律等で国家から厳しく監督されるという問題をもっているからである（三上、1972）

それに対して、協同組合の各アクター（3—(1)参照）はロビイングを行ってきた。例えば、労働者共済である全労済は20世紀後半の「1・5大政党化」時代に労働者福祉中央協議会を通して、野党の日本社会党に要請、ロビイングを行った。その政治的影響力が大きかったとは言いがたいものの、与党、旧大蔵省も議会対策上の理由や労働者の生活向上を命題として掲げる労働組合の要請に、一定程度配慮してきた。

ただし、共済規制の圧力に対して「矢面に立ってきた」のは、最も事業規模の大きい農協である。全共連（現在のJA共済連）は、主導的に政府に対するロビイングを展開してきた。その際、時代の外部環境に対応した「社会性」「公共性」を掲げていた。

こうした動向を歴史的に分類すれば、以下のようなになる。

① 1945〜58年頃 共済事業の規制強化期³⁾

敗戦とそれに伴うGHQによる間接統治といった、社会の混乱期であり、政治状況も政党政治の混乱期であった。こうしたなか、戦前より農村を基盤とした産業組合運動を通して保険業進出を悲願としてきた農協は「協同組合保険研究会」を開催するなど、「協同組合保険」を目指したロビイングを行った。ただし、民間保険業界の反対もあり、その壁は厚かった。そこで、現実的な選択として共済事業を選択し、保険業法の諸規制から自由な事業を実施できることを目指したロビイングを展開していくことになる。

こうしたなか、各種協同組合法が制定され、共済事業が認可されるようになった。1951年には全共連が設立された。ただし、設立をめぐる必要しもなく歓迎される政治状況とはいえず⁴⁾、協同組合の保険事業参入に対する圧力があり、関連法の成立も保険業界の圧力によって事

実上、頓挫する。保険業界は「共済の生成は（戦前の悪質な）類似保険行為を繰り返す恐れ」として牽制したのである。

こうした外部環境からの逆風のなかで、農協の共済事業に関する政治的要求は、農業者の切実なニーズを汲み取ったものであった。例えば、建物更生共済の契約数の増加は、農協婦人部の組合員活動「わら屋根追放運動」とリンクしていた。つまり、要求に付随した「共済を通じた農協、農家への資金還流」「農村、農家の自立」が、単なる共済の追求でなく、官僚サイドにもある程度「社会性」を内包していると理解されていた。保険業ではなく、（社会性を内包した）相互扶助としての「共済」にリアリティがあったといえる。

② 1958～80年代半ば 規制の均衡期 その1 （政治状況…自由民主党の単独政権の確立期）

組合員ニーズへの対応、経済成長等によって農協共済事業は発展し、収支は黒字転換していった。農村で共済が定着するなか、保険業界はその役割を認めざる

を得ず、「現実主義的アプローチ」から共済規制論を展開していく。つまり「共済も保険と同じであるから、保険業法で一定程度取り締まるべき」と大蔵省に要求し始め、共済団体とせめぎあうこととなる。

当時の政治状況はいわゆる1・5大政党内における自由民主党の単独政権が確立される時期であった。その特徴は、「中選挙区制」にもとづいて「自民党は単独過半数内閣を維持すべく複数の候補者を擁立したが、互いに競合する候補者が支持の調達に務めた結果、自民党政権は様々な政策領域の利益的に代表」（中北、2009、15頁）したことにある。他方、「強固な官僚制と割拠性」、つまり「各省庁が自立しつつ、それぞれの政策領域の利益団体と密接な関係を持ち、さらに自民党議員がそれらに結びつき、族議員と呼ばれ」（同）ることになった。

こうした政治状況下で、協調主義的な審議会政治が確立され、政策過程における合意形成が重視されるようになってい

く。政策に影響を及ぼす利益団体として農協と、生命保険協会、日本損害保険協会が定着し始める。すなわち、農協は農林（水産）省、自民党の一部議員と、他方、生命保険協会、日本損害保険協会は、大蔵省、自民党の一部議員と密接な関係を持ち始める。「共済規制」をめぐる、両者はインサイド・アドボカシー、すなわち世論やマスメディアに自らの事業の「社会性」「公益性」を働きかけるといふより、むしろ審議会における影響力の強化に務める。その結果、本来相容れない両者の利益は、共に（総花的に）代表され、保険市場が拡大するという良好な事業環境の下で、奇妙な「共存状態」が長く続いた。

こうしたなか、全共連は新規共済（こども共済、自動車共済）の販売、承認等を得て、事業を拡大していく。こども共済は農村子弟の進学率の向上、自動車共済は農業の近代化といった「社会性」の要素を内包していたが、こうした要素への着目は次第に薄れ、事業の円滑な拡大をテーマとするロビイングが重要となっ

てくる。

なお、農協という巨大組織のなかで、当時強い政治的影響力を持ち始めたのが、全国中央会（全中）である。全中はその出自もあって極めてユニークな組織である。中央会は系統農業組織の構成員であると共に、全ての組合のための公共的組織であるという二重性を持ち、「農協の自主的活動の中核的存在であると同時に、行政目的に即応し、これを補完すべき使命を有するもの」であり、「体制内圧力団体」という存在であった（増田、2008）。それ故に、そのアドボカシーの形式は、アウトサイドよりインサイドを好み、アドボカシーの優先項目は、上述で触れたように、農業政策と密接に連動するものとなった。敗戦直後の農協が志向したような、新法を必要とし、かつアウトサイドからの支持も不可欠となるような「協同組合保険」の確立といった大胆な主張は後退していったのは当然といえよう。

農林水産省のみならず、大蔵省にも政治的なパイプを持つ農協の存在は共済事

業を行う他協同組合にとつては、結果的に「防波堤」の役割を果たしていた。

③ 1984年頃～1990年代前半
規制の均衡期 その2（政治状況…
農協と自民党との緊張関係の発生と
農協の「政治化」の進行）

共済の「社会性」に関する議論はこうした政治状況もあって1980年代に入ると一段落し、日本協同組合学会会員の一部研究者や全共連関係者間で地道な研究が続けられるようになった。

他方、共済事業というミクロレベルでなく、メゾ・マクロレベル、つまり事業を営む農協という組織、均衡していた協調主義的な「農協コーポラティズム」が次第に変化していった。1985年のプラザ合意以降の円高を背景に、農産物輸出からの「外圧」、そして財界からの「内圧」もあって、1980年代後半、農水省は市場開放への農政転換を打ち出すこととなった（増田、2006、55―56頁）。
こうした政策転換を、農協組合員、単協は全中の協調主義を批判し、農水省と全中の安易な「協調」を許さなく（増田、

2006、56頁）なっていた。それを受けて全中は1989年に「全国農政協議会（全国農政協）」を設立し、「著しく政治運動化することな」（同）⁵⁾り、自民党への政治的影響力を一層強めていった。

しかし、政治的影響力を発揮すればするほど、財界と親和的な経済メディアのみならず、伝統的に自民党に対する忌避意識を内包するリベラル系メディアや一部市民の心情的な「農協離れ」を促すことになった。リベラル系メディアにおいて共済事業そのものには好意的な論調（民間保険への牽制力としての位置づけ、非営利としての消費者重視）が目立つものの、農協という協同組合への批判的な論調が増加していった。そのきっかけの一つとなったのが、1994年の朝日新聞の連載シリーズ「農協―負の構造」⁶⁾である。同シリーズは多様な兼営事業を行い、政治活動まで行うユニークな農協の全体像を、初めて専門家以外の広範な読者に提示した。例えば、「破綻する農業金融」というテーマで農協の信用事業が

取り上げられ、結果的に農協の事業の「総合性」に疑問符を呈し、その後の農協批判の言説の形成に影響を与えていくこととなる。

加えて今日、「1990年代構造変動説」(増田、2008)ともいわれる農業者および農協職員の世代交代は、結果的に社会のなかにおける農協のプレゼンスを低下させていった。つまり、世代交代に伴って農業政策に内包されていた「農業者は弱者」という言説に、次第に疑問符が呈されるようになっていったのである。

こうしたなか、消費者運動の流れを汲む生協の組合員のスタンスも、1970年代と比べて変化しつつあった。70年代当時、都市部の生協組合員の両親は少なからず、農村に在住する農協組合員であり、生協は農協と連携して米をはじめとする輸入農作物反対運動を手がけていた。運動の高揚の背景には「安全性への不安」と共に、両親が農村で暮らす多くの生協組合員にとって「農業者は弱者」ということがリアリティを持っていたこ

とも一因といえる⁷⁾。しかし、1990年代、組合員数が急増し、かつ都市生まれの生協組合員にとって、農家に対する連帯的心情の意識は希薄化していた。上述のように、「政治化」した農協は、米市場開放阻止運動を先鋭的に行っていたものの、生協がそれに積極的に呼応したとはいえなかった。

1993年8月、非自民の細川政権が誕生し、さらに同年12月、米輸入の部分開放を表明した。農協も利益団体として一定の役割を果たす審議会政治は揺らぎ始めた。また、言説が流動化し始めた保守系メディアにおいても「農協」に対する批判的な論調が増加し始めた。

審議会政治の枠組みでは、農協の事業の「総合性」は一定の認知を受けてきた。つまり、「弱者の結合体」である農協は、信用・共済をはじめとする兼営によって初めて採算性確保が困難な営農指導事業などを実施できる(増田、2006、36頁参照)。しかし、その「総合性」を「社会的」と捉えず、「本来事業を忘れ、金融、共済事業に依存するJA」と批判する言

説の枠付けが次第に受け入れられるようになっていった。後年、在日米国商工会議所による共済事業兼営に対する批判の理論的論拠ともなったこれらの言説に、当時、全中や全共連が積極的に応答した軌跡は見当たらない。

1992年に(社)日本共済協会が設立されるなど、各協同組合は引き続き共済事業そのものをテーマとしたロビイングを政府に展開していた。他方、「事業兼営」「(事業の)総合性」に関する理論構築は充分なされなかった。

④ 1990年代後半〜現在 共済事業の規制強化期(解体期) (政治状況…自民党単独政権の崩壊と「政治改革」リクルート事件を契機として、「鉄の三角形」の打破(中北、2009、15頁)を意図して着手された1990年代の「政治改革」は議会政治に大きな影響を及ぼしていく。既に、自民党単独政権は崩壊していた⁸⁾。そして、2000年代以降の共済事業、協同組合に予期せぬインパクトを与えていくことになる。

さて、政治改革は第1に、小選挙区制

の導入、首相権限の強化などの「多数決型民主主義」に向けたそれであり、そのことは審議会政治から政党政治への移行を示していた。つまり、政治改革以降の「首相直属の審議機関は、主要な社会団体から選ばれた代表の協議に政策決定を委ねるコーポラティズム的なものでは決してないということである。むしろ、その時々の方針に沿って人選が行われ、それに正当性を付与しつつ政策の大枠を示す役割を果たした」(中北、2009、19頁)すようになつた⁹⁾。

第2に、政党助成制度の導入(同、15—16頁)が挙げられる。ここには政党を(インサイド・アドボカシーを行う)利益団体から「自立」させて、「癒着」を防ごうという意図があり、政党が利益団体ではなく国家の資源に依存する方策が採られた。このことは、全中をはじめとする農協だけでなく、生命保険協会、日本損害保険協会といった国内民間生損保業界の影響力も相対的に低下したことを意味する¹⁰⁾。

第3に、官僚制の割拠性の流動化であ

る。典型的な事例が「金融庁」のケースといえよう。大蔵省と金融機関の癒着等の不祥事を受けて1998年、金融庁の前身となる金融監督庁が設置された。そのため、他省庁より更に、伝統的な利益団体の影響を受ける審議会政治からの独立性が強く求められた。他方、その政策は世論やメディアの言説の枠付けにより影響を受けることとなつた。

「政治改革」が進み、審議会政治が崩壊していく過程のなかで、政策の影響を受けるアクターにとつて、長期的視点から自身に対して公的な信頼と理解を獲得するPR (Public Relations) が一層重要になつてきた。こうしたなか、存在感を強めることとなつたのが1400社の会員を擁する在日米商工会議所(ACCJ)である。日本の利益団体とは比較にならないほど、PRに多くの資源を投入し、アウトサイド・アドボカシーを得意とする同会議所の主張は、メディア、世論に浸透しやすく、政策アクターに影響力を強めることとなつた。

2000(ゼロ)年代以降、各協同組合

の法改正が相次ぐなか、小泉政権下で強い影響力を持つていた「規制改革会議」¹¹⁾に対して2004年、在日米商工会議所はイコール・フッティングの観点から共済事業の「規制強化」の要望書を提出した。同時に、要望の正当性に関するPRを展開している。同会議はメディアや世論と連動しながら、JAの総合型経営を批判し、更に踏み込んで信用・共済事業を分社化することが「社会的」という主張をするようになった。

彼らの協同組合の総合性に対する批判の論拠は、多岐に渡っている。例えば、それは「健全性確保のためのリスク遮断論」であり、「優越的地位の乱用等による」不正取引の温床論である。しかし、増田(2006、37—40頁)が述べるように、前者に関して協同組合は既に必要な対策を講じてきたし、後者に関しては、「複数事業の経営が問題だというなら、総合商社をはじめ、複数事業を行う企業はみな不正取引の温床として批判されないといけないことになるだろう」(同)。しかし、政治改革によって、

結果的に論拠を欠いた極端な言説の枠付けであったも政策アクターに浸透する機会が増えた。上述の「政党政治」と並んで、メディアの強い影響を受ける「メディア政治」（山口二郎）が台頭した。かつての「審議会政治」とは異なる政策形成プロセスで、共済は「規制強化」されることとなった。

2010年、共済は保険法の適用を受け、今日に至っている。

5. 結びに代えて

本稿では共済政治の一端を歴史的にみようと試みてきた。

共済政治において、とりわけ注目すべきは2000年代前半の動向であり、協同組合の意思に必ずしも沿わない「規制強化」の潮流が形成されたといえる。協同組合は、「逆風」のなかで当時金融庁をはじめとした政策アクターに対して、どうすれば自らの影響力を行使できたのか、そして、今後も展開される共済政治のなかで、どのような戦略を持つべきかについて検証していく必要がある。

協同組合は「審議会政治」から「政党政治」・「メディア政治」へ移行したことを認識して、組合員のみなならず、組合員以外の不特定で移り気なメディア、世論へのPR、そして「社会性」の言説展開が重要となろう。それは、組合員もまた、直接、間接的に世論から影響を受けるからでもある。その点で、労働組合の連合で実施された「STOP! THE 格差社会」キャンペーンの取り組み¹²⁾は、参考となるであろう。

〔謝辞〕

本研究に当たっては、2009年度立命館大学産業社会学会の研究助成（テーマ「社会保障制度の動態的研究―公的・私的保険を中心として―」）を受け、その成果は『立命館産業社会学論集』で公表した。なお、本稿はあくまで筆者個人の見解であり、各協同組合及び関連団体のそれではないことを明記しておく。

引用参考文献

・朝日新聞経済部（1994）『苦悩する農協』朝日新聞社。

・江澤雅彦（2008）「大規模生協共済のアイデンティティ」、生協共済研究会編（2008）『生協の共済―今、問われていること―』日本生活協同組合連合会出版部。

・本間照光（2007）「日米の保険マーケット拡大と共済規制」、共済研究会編『共済事業と日本社会―共済規制はなにをもたらずか―』保険毎日新聞社。

・飯尾潤（2007）『日本の統治構造―官僚内閣制から議院内閣制へ―』中央公論新社。

・共済研究会編『共済事業と日本社会―共済規制はなにをもたらずか―』保険毎日新聞社。

・増田佳昭（2008）「中央会制度の変質と運動センター機能再構築の方向」、小池恒男編『農協の存在意義と新しい展開方向―他律的改革への決別と新提言―』昭和堂。

・増田佳昭（2006）『規制改革時代のJA戦略―農協批判を越えて―』家の光協会。

・三上義夫（1972）『共済事業論』全国協同出版。

・中北浩爾（2009）「日本の労働政治―民主主義体制の変容と連合」、新川敏光、篠田徹『労働と福祉国家の可能性』ミネルヴァ書房。

・日本協同組合学会編（1984）根立昭治、笠松健一監修『共済の現状と課題』御茶の水書房。

・新川敏光、篠田徹（2009）『労働と福祉国家の可能性』ミネルヴァ書房。

・坂井幸二郎（2007）『共済事業の歴史』

と共済規制の歴史」、共済研究会編『共済事業と日本社会―共済規制はなにをもたらずか―』保険毎日新聞社。

・生協共済研究会編(2008)『生協の共済―今、問われていること―』日本生活協同組合連合会出版部。

・杉田敦(2010)『二大政党制は定着するか?』山口二郎編『民主党政権は何をすべきか?』岩波書店。

・高田理(1987)『農協経営の理論と実践』明文書房。

・辻中豊編(2002)『現代日本の市民社会・利益団体』木鐸社。

・渡辺靖仁(2001)『農協共済と農村保障―スズ』農林統計協会。

・全国農業協同組合中央会(1973)『全国農業協同組合中央会史』全国農業協同組合中央会。

・全共連三十五年史編纂委員会編『全共連三十五年史』全国共済農業協同組合連合会。

注釈

1) 高田の代表的なそれとしては、1987参照。また、渡辺の代表的なそれとしては、2001参照。ただし、農学領域では多数の研究者がJAについて研究しているものの、その大部分は、購買、販売といった経済事業に焦点を当てている。JA共済はJAの大きな収益源となっているにも関わらず、共済事業に焦点を当てて農学者は限られているのが現状といえる。

2) 全国農業共済協会のように、かつて全共連(現在のJA共済連)と競合しながら、今日では主要共済団体と親和的、中立的な

関係になった組織も存在する。

3) 「規制強化期」という用語は根立昭治(1984)より引用した。

4) 農村では農協と競合関係にある全国農業共済協会が、全共連設立に関して旧農林省へロビイングを行い、また農協共済法制整備運動への批判を展開していた。両者の競合問題は1963年のいわゆる「38協定」によって一定程度「決着」する。

5) 「全国農政協は議員候補者に市場開放への見解を求め、それを踏み絵に候補者推薦を行う」という運動方法を採用(増田、2006、57頁)した。

6) 連載は朝日新聞経済部「苦悩する農協」朝日新聞社として同年単行本化されている。

7) これに関連して、政治学者の杉田(2010、160頁)は以下のように述べる。

自民党の基本方針は、冷戦構造の中でアメリカ側立つことによつて貿易立国を進め、そこで得た金の一部を農村部に公共事業の形で回して支持を調達するというものであった。「中略」事情を知らない外国人の人がこうした記述を見れば、不思議に思うだろう。なぜ都会の労働者たちは、自分たちの稼いだ金が農村に回ることに怒らなかつたのか、と。／

しかし、日本の大人なら誰でも知っているように、ある時期まで、都会の労働者たちは、自分たちの故郷であり年老いた両親が住んでいる田舎に金を送ること配は、農村型社会からきわめて急速に産業化を遂げた日本の特殊事情を背景として成立したものであった。逆にいえば、だからこそ、農村出身者の移動が終

わってしばらくすると、自民党の路線は頓挫することになったのである。

8) 野党に転落した自民党は1994年与党復帰したものの、それは「自社さ政権」という連立政権だった。自民党はそれ以降、2009年の麻生政権まで連立政権として与党に留まった。

9) 2001年に設置され、小泉改革の司令塔といわれた「経済財政諮問会議」がその典型的なケースといえよう。中北(2009、18頁)によれば、小泉政権下での「経済財政諮問会議」は、民間委員から労働組合を締め出し、日本経団連の望む新自由主義改革を次々と実施した。ところが、その後「格差拡大」が政治問題として浮上すると、小泉政権を引き継いだ安倍政権は2007年「成長力底上げ戦略推進円卓会議」を設置し、民間委員の12名中3名を労働代表が占めた。そして、2007年の「経済財政諮問会議」では労働市場の規制緩和策は見送られ、最終的に「労働ビッグバン」は竜頭蛇尾となった。

10) これに関連して、上記9参照。政党は政党助成金によつて利益団体からの自立を容易にしているといえよう。

11) 当時の名称は「規制改革・民間開放推進会議」(議長は宮内義彦オリックス会長)。

12) メディア対策の重要性を認識した「連合」は、2006年以降、「think-tank」キャンペーンを契機としてPR会社を活用しつつ、メディア対策を積極的かつきめ細かく行うようになり、「STOP! THE 格差社会」キャンペーンにつなげ、成果を挙げているという(中北、2009、28頁)。